

令和3年度介護報酬改定における 経過措置事項について（追加資料）

※資料7-1「令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について」に記載されている令和6年4月1日より義務化される事項のうち、詳細な記載がない事項について補足説明するもの。

説明事項

- (1) 栄養管理について
- (2) 口腔衛生の管理について
- (3) 認知症介護に関する研修の受講について

※ (1) (2) : 施設系サービス（特別養護老人ホーム除く）のみ対象

※ (3) : 無資格者がいない訪問サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与・販売除く

(1) 栄養管理について

(1) 栄養管理について

★目的

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

★対応事項

①入所者の栄養状態を入所時に把握し、従業員が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成する。

※栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。

②入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。

③入所者ごとの栄養ケア計画を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。

(2) 口腔衛生の管理について

(2) 口腔衛生の管理について

★目的

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

★対応事項

- ① 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理に関する技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ② 上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に関する計画を作成するとともに、必要に応じて当該計画を見直すこと。
 - ・ 助言を行った歯科医師
 - ・ 歯科医師からの助言の要点
 - ・ 具体的方策
 - ・ 施設における実施目標
 - ・ 留意事項、特記事項

(3) 認知症介護に関する研修の受講について

(3) 認知症介護に関する研修の受講について

★目的

介護に関わる全従業者の認知症対応力を向上させること。

★対応事項

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に関する研修を受講させるために必要な措置を講じること。
経過措置期間終了までに資格を有さない全ての従業者に研修を受講させるとともに、新たに採用した従業者が資格を有していない場合、採用後1年を経過するまでに研修を受講させること。

※下記の資格を持つ者は、研修受講義務付けの対象外
看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師